

特定類型該当性に関する誓約の実施について（お願い）

経済産業省が実施する「外国為替及び外国貿易法」に基づく「みなし輸出」管理の明確化に対応するため、教職員の皆様は、**自身が特定類型に該当するか否かの誓約**をお願いします。

「みなし輸出管理」の明確化とは

従来は居住者から非居住者に対する技術の提供が規制対象でしたが、「特定類型」該当となる居住者（下図「非居住者の強い影響下にある居住者」）についても、外為法上の規制対象としたこと。



経済産業省資料「みなし輸出管理の運用明確化について」（一部抜粋）

特定類型とは何か

- 特定類型とは、以下の①から③のような類型をいいます（※実際の規定内容は、役務通達1(3)をご確認ください）。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではありません。**

- 契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供
- 例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員への提供
例②：外国企業（× 外資系企業）に勤務している社会人学生への提供
- 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供
- 例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生への提供
例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供
- 上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供
- 例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

4

経済産業省資料「大学・研究機関の教職員等の方向け」より（一部抜粋）

1. 新潟大学に新たに採用された教職員は、「特定類型に関する誓約」を必ず実施してください。

採用時の書類に誓約の実施依頼が同封されていますので、速やかなご対応をお願いします。

2. 在職中に、自身の類型該当性が変更する場合は、その時点で再度「特定類型に関する誓約」を実施してください。

例：新たに類型①に該当＝外国企業等と兼業する事になった

新たに類型②に該当＝外国企業等から個人的に研究資金を受け取る事になった 等

※特定類型該当であると判明した教職員は、別途「事前確認シート」による審査が必要になります。

➡その他詳細及び誓約書の様式の入手等は、
本学ホームページでご確認ください。



➡制度の詳細については、
経済産業省ホームページも参照ください。

